

突



30 循第 282 号
平成 30 年 8 月 1 日

京都府産業廃棄物協会長 文 盛厚 様

京都府環境部循環型社会推進課長



(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え又は保管を含まない) の許可
について

平素は、本府の産業廃棄物行政の推進に協力いただき、ありがとうございます。

このたび、「(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え又は保管を含まない) の許可申請
について (手引)」を改訂し、下記のとおり変更しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員に御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 許可申請書の添付書類の省略について

従前添付を求めていた次の書類については、添付不要です。

- ・ 積み下ろしを行う区域を管轄する他の都道府県等の収集運搬業許可証 (写し)
- ・ 運搬先の処分業等許可証 (写し)
- ・ 発生工程フローシート、分析結果等

2 更新 (変更) 許可申請時の様式の省略について

更新許可又は変更許可申請時に前回申請時 (変更届出がある場合は、届出時) から
変更がない場合に限り、次の書類は添付不要です。

- ・ 様式 第 6 号の 2 第 1 面、第 3 面～第 5 面… 事業計画の概要を記載した書類
- ・ " 第 6 面… 運搬車両のカラー写真
- ・ 自動車検査証 (写し)

3 運搬車両について

従前の許可申請においては、運搬車両の自動車検査証が自己名義である必要があり
ましたが、貸借証明書の添付があり、申請者の従業員が当該運搬車両を運転するな
どの一定の条件を満たす場合は、他者から借りた運搬車両であっても申請可能です。

※ 詳しくは、手引の 15 ページをご確認ください。

4 様式の変更について

事業計画の概要等を記載する申請書添付様式については、施行規則に定める様式に
変更します。

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含まない)の許可について

このたび、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含まない)の許可申請に係る必要書類について、下記のとおり変更を行いました。

必要書類の変更に伴って、手引も改訂していますので、ご確認ください。

○添付が不要になった書類について

従前、添付を求めていた次の書類については、添付不要です。

- ・ 運搬先の処分業等許可証の写し
- ・ 発生工程フローシート、分析結果等
- ・ 積み下ろしを行う区域を管轄する他の自治体の収集運搬業許可証の写し

※ 本府で既に受けている許可証の写しについては、従前どおり更新(変更)許可申請時に添付してください。

○更新(変更)許可申請時の省略書類について

更新(変更)許可申請時、前回許可申請時(変更届出がある場合は、届出時)から変更がない場合に限り、次の書類については添付不要です。

- ・ 様式第6号の2 第1面、第4面及び第5面 …… 事業計画
- ・ // 第6面 …………… 運搬車両のカラー写真
- ・ 自動車検査証の写し

※ 運搬車両等に変更がない場合、第2面に「変更なし」と記載してください(詳しい記載方法は、手引の29ページを確認してください。)

○運搬車両について

従前の許可申請においては、運搬車両の自動車検査証が自己名義である必要がありましたが、貸借証明書の添付があり、申請者の従業員が当該運搬車両を運転するなどの一定の条件を満たす場合は、他者から借りた運搬車両であっても申請可能です。

※ 詳しくは、手引の15ページを確認してください。

○様式の変更について

事業計画の概要等を記載する申請書添付様式については、施行規則に定める様式に変更することとします。

※ 記載事項は、従前から概ね変更がないため、旧様式で作成されたものであっても、受理します。